令和3年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科 及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「現行中学校学習指導要領」という。)に示されている各教科の目標及び内容並びに平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(平成29年7月文部科学省告示第94号。以下「中学校特例告示」という。)3(1)アからウまでの規定により平成30年度の第1学年、令和元年度の第2学年及び令和2年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、平成30年度、令和元年度及び令和2年度における学習が、中学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示第64号。以下「新中学校学習指導要領」という。)の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の 第2次募集
学力検査	令和3年3月11日(木)	令和3年2月9日(火)	令和3年3月30日(火)
等の期日	及び同月12日(金)		
合格者の	令和3年3月18日(木)	令和3年3月18日(木)	令和3年3月31日(水)
発表の日			

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(7) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科

学省告示第36号)に示されている中学部の各教科の目標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成29年12月文部科学省告示第181号)第2(3)の規定により中学校特例告示3(1)アからウまでの規定に準じて平成30年度の第1学年、令和元年度の第2学年及び令和2年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、平成30年度、令和元年度及び令和2年度における学習が、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(化) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成31年2月文部科学省告示第15号)1二の規定に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和3年3月4日(木)
合格者の発表の日	令和3年3月19日(金)

3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

現行中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容並びに中学校特例告示 3(1)アからウまでの規定により平成30年度の第 1 学年、令和元年度の第 2 学年及び令和 2 年度の第 3 学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、平成30年度、令和元年度及び令和 2 年度における学習が、新中学校学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。